

2021年7月21日

各位

株式会社宮崎太陽銀行

## 各種お手続きにおける「印鑑レス」の取扱い追加について

株式会社宮崎太陽銀行（頭取 林田 洋二）は、2021年3月から個人（含む個人事業主）のお客さまを対象に、運転免許証などの本人確認資料をご提示いただくことにより、預金残高が1万円未満の口座ならびにご利用のない貸越専用口座（カードローン専用口座）について、「印鑑レス」による解約手続きの取扱いを開始しましたが、更なるお客さまの利便性向上のため、「印鑑レス」でお取扱いできる手続きを追加いたします。

また、これに伴い、預金規定を一部改定いたします。

当行では、今後もお客さまにご満足いただけるよう、商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 取扱開始日

2021年8月2日（月）

#### 2. 今回追加の「印鑑レス」の対象となる主なお手続き

	対象となるお手続き
1	住所変更に関する手続き
2	キャッシュカードの新規発行手続き
3	紛失の届出をされているキャッシュカード等の発見時の手続き
4	「残高証明書」の発行手続き
5	「定額自動送金サービス」の解約手続き
6	「宮崎太陽ダイレクト」の解約手続き
7	「取引明細書」の発行手続き
8	taiyo patona、taiyo patona nimoca 解約、再発行手続き
9	「組戻」および「訂正」の手続き
10	住宅金融公庫用の残高証明書再発行手続き

※ 対象となるお手続きの一部において、取扱条件によっては「印鑑レス」のお取扱いができない場合があります。

2. 今回改定する預金規定

普通預金規定 決済用普通預金規定 総合口座規定 決済用総合口座規定 貯蓄預金規定  
納税準備預金規定

3. 各種規定等の改定部分新旧対照表

普通預金規定の新旧対比表は、以下のとおりです。その他の規定についても以下の内容と同様の規定の改定を行います。

普通預金規定

(下線は変更部分)

改定前	改定後
<p><b>5. (預金の払戻し)</b></p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または暗証番号)により記名押印(または記名、暗証番号記入)して通帳とともに提出してください。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p><b>5. (預金の払戻し)</b></p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</p> <p>(3) 第1項および第2項の払戻しの手続きに関して、当行は、<u>当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。</u></p> <p>(4) 第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) (省略)</p>

以上

本件に関するお問い合わせ先  
 事務部兼業務改革部 田代  
 TEL 0985-60-6080 FAX 0985-60-7040